

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	58.2%
正規雇用労働者	59.0%
非正規雇用労働者	48.9%

- 全労働者における男女の賃金の差異は、各職務等級における男女の人数比率が影響している。
- 全労働者における内訳は、管理監督者 79.4%、非管理監督者 76.9%となっている。
- 女性活躍推進の取組みとして、インクルージョン&ダイバーシティの観点でのアウェアネス向上、グループ全体で女性管理職割合のターゲット設置や研修の実施、フレキシブルな働き方ができる職場環境の整備等を実施している。

注)

対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当等を除く

正規雇用労働者：社外への出向者を含む

非正規雇用労働者：有期契約社員を含み、派遣社員を除く